資料５

プラスチック資源の再商品化計画認定の取得について

川崎市環境局

家庭から排出されるプラスチック資源の一括回収について

●プラごみの焼却により多量のCO_2が発生することから、脱炭素社会の実現に向けて、
プラスチックごみ焼却量の削減が重要（**廃棄物焼却によるCO_2等排出量の約８割がプラ由来**）

普通ごみとして収集し焼却

＋

平成23(2011)年から資源物として収集

・令和６年度から資源物として一括回収してリサイクル
・分別品目名を「プラスチック資源」に変更

プラ容器のみを収集
プラ製品とプラ容器を一括回収

※安定的な処理体制構築のため
段階的に対象地域を拡大

民間事業者と連携した再商品化計画認定（大臣認定）について

【プラ新法施行】 従来の日本容器包装リサイクル協会が行ってきた再商品化ルートとは別に次の再商品化が可能になった

○大臣認定ルート

再商品化	再商品化事業者
プラ容器とプラ製品を一括で再商品化可能に	**市町村が独自に事業者を選定**して再商品化計画を作成し国の認定を受けて再商品化（計画期間は最大３年）

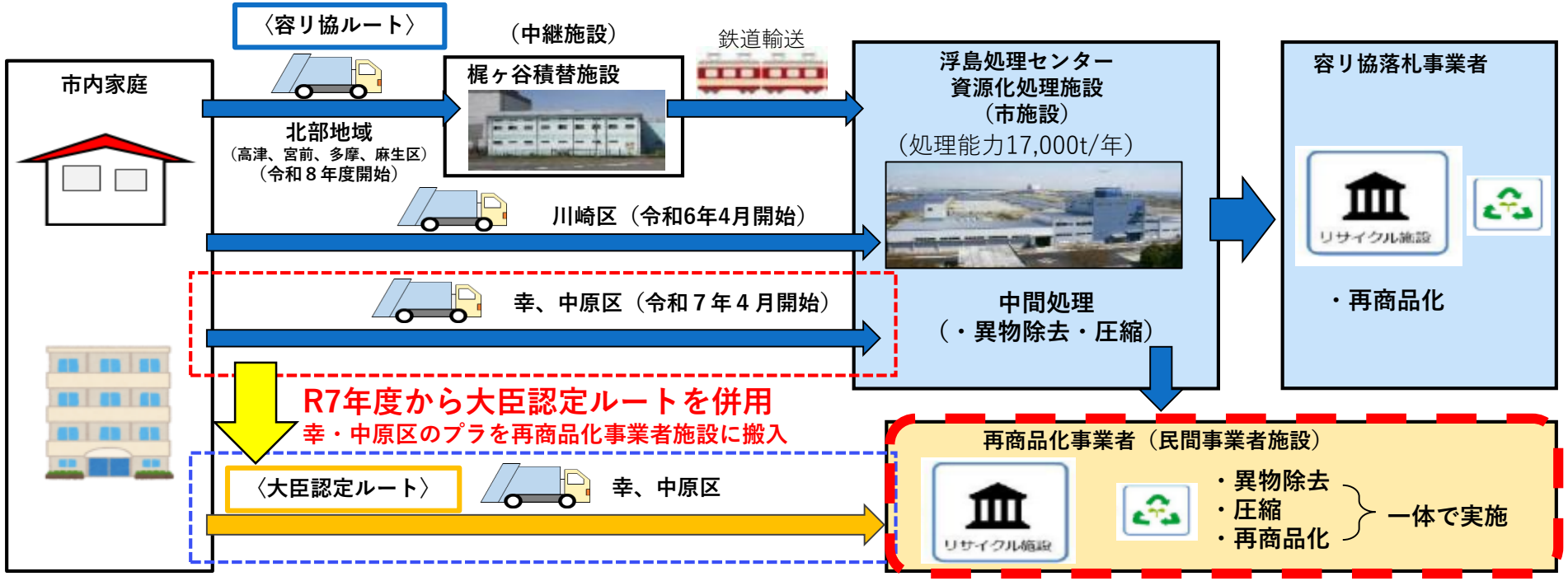

大臣認定の取得について

●R7年度からの民間事業者の活用に向けて、事業者の選定に係る公募型プロポーザルを実施

● 「株式会社Jサーキュラーシステムを代表企業としたグループ」を受託候補者として特定（R5年11月）

市内の
プラスチックリサイクル事業者
で構成されるグループ

代表企業:㈱Jサーキュラーシステム

※J&T環境、JR東日本及びJR東日本環境アクセスが共同で設立

◆収集したプラスチック資源の中間処理（異物除去・ソーティング）
◆プラスチックのマテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル
（PPフレーク製造）　（コークス炉化学原料製造）

構成企業①:JFEプラリソース㈱

◆プラスチックのマテリアルリサイクル（プラボード製造等）
◆プラ製容器包装のリサイクル事業者として長年の実績

構成企業②:㈱レゾナック

◆プラスチックのケミカルリサイクル
（ガス化による水素、アンモニア等の製造）
◆プラ製容器包装のリサイクル事業者として長年の実績

●令和６年１２月６日大臣認定を取得。令和７年４月からの事業実施に向けて契約を締結する予定

再商品化計画のスキームについて

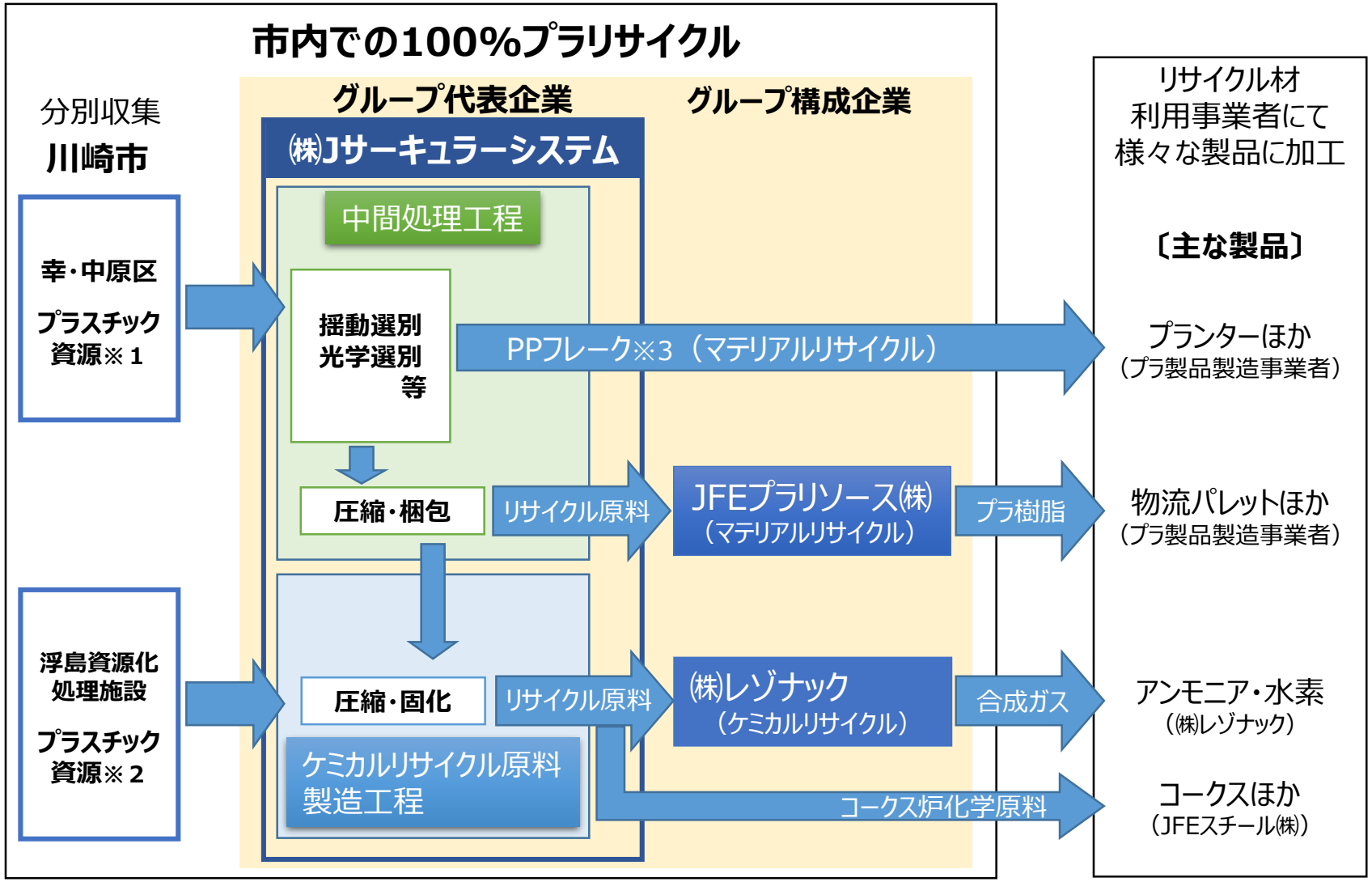

※１ 幸・中原区で収集したプラスチック資源を収集車で直接「(株)Jサーキュラーシステム」に搬入
※２ 浮島資源化処理施設で中間処理（圧縮したプラの塊）したプラスチック資源（川崎区分の一部）を「(株)Jサーキュラーシステム」に搬入
※３ ポリプロピレン（ＰＰ）という素材のプラスチックのみを選別して砕いたもの